



2014.10.21
コチ コンサルティング

9月1日より労災審査に関する最高人民法院規定が施行されていますが、12月1日より、《安全生産法》も12年ぶりに修正施行されます。上海市では10月15日に市総工会（上海市労働組合総会）、人力資源・社会保障局、市財政局の共同発表で《従業員健康診断のより一層の規範化に関する意見》が通達されています。

2005年～2013年に労災に関わる死亡者が81.6万人に達しているとのことで、労働環境管理が強化されます。本号では、《安全生産法》、企業の健康診断実施義務に関してご報告します。

弊社では、政策・従業員対応に苦慮される人事・労務管理に関して、10月28日（火）労働保障監察処の処長を招聘し「最新労働法規、労務政策への対応～企業の労務トラブル回避施策指南～」セミナーを開催いたします。末尾のご案内をご参照のうえご利用ください。

内容 【人事・労務情報】
■ 《安全生産法》修正施行について
■ 定期健康診断の留意点
ご案内：10.28開催「最新労働法規、労務政策への対応～企業の労務トラブル回避施策指南～」

人事・労務情報

■ 《安全生産法》修正施行

《安全生産法》は2002年11月1日に施行され12年経ち、この度、12月1日より修正法が施行されます。修正法では、企業責任者と管理監督部門の管理責任を強化しています。

NAVI

対象企業は“生産経営単位”であり、一般経営単位も含まれます。職場安全管理に関わる条項には留意が必要です。

修正法のポイント

- ・安全管理責任者を選定し、安全（生産）教育および研修計画を策定・実施しなくてはならず、その費用を計上・使用しなくてはならない。
⇒事故発生後の責任の所在を明確にする。
- ・責任者、監督部門への罰則規定の強化。実質賠償の他、「一般」「やや重大」「重大」「特に重大」の4ランクの事故等級により最大2,000万元までの罰金とする。
- ・事故時の対応を怠った（応急手当を怠る、逃亡する等）責任者は降格、免職の処分、年収の60～100%の罰金の他、刑事責任を追究される。
- ・生産・営業停止、施行停止、施設・設備使用停止等の執行を拒む場合、監督部署は電気供給停止等の処置をとることができる。

NAVI

製造現場を持つ企業では、詳細規定の確認と実施が必要です。
製造現場を持たない企業においても、自社の労働契約“労働保護”に関する規定、就業規則“安全・衛生”に関する規定を再検証の上、修正及び実施が必要と思われます。

■ 定期健康診断の留意点

10月15日、上海市总工会の公式ウェイボー（≒Twitter）「上海市工会公布」にて発表された《従業員健康診断のより一層の規範化に関する意見》では、従業員健康診断の対象・内容の把握、厳格な従業員健康診断の費用管理、健康診断に関わる事項を集団契約（<http://cochicon.com/2-7-3-1/>）に含めることを求めています。

ポイント

- ・ 下部組織、現場労働者への組織的健康診断の実施。
 - * 有資格の健康診断機関での実施。定期的実施。
- ・ 特殊職種（高所作業、有毒有害作業所、坑内作業等）では国家・市規定に基づく職業健康診断の実施。
- ・ 健康診断費用の財務上の計上厳格化。
 - * 健康診断費用の旅行、物品配布等への流用禁止。
- ・ 工会（労働組合）は経営と健康診断の対象、時間、機関、項目、水準、経費を約定し、集団契約に盛り込み、毎年、参加者名簿、実施計画の監督を受けることを推奨する。
- ・ 就業規則等の会社規則制度で制定する。

NAVI

日本では定期健康診断は法定ですが、中国では非法定福利です。

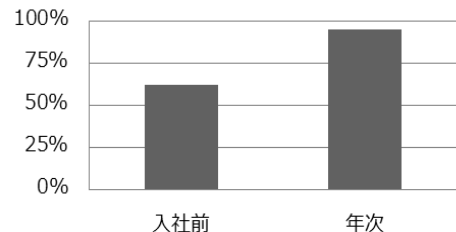
日系企業では定期健康診断を実施する企業は弊社調査（2013年@上海）では95%に上りますが、中国人従業員は健康診断結果を個人情報として会社に報告することに積極的ではありません。規則等で、健康診断結果の一定の管理が企業の義務とされます。

また2012年より、女子従業員に対する、婦人科検診の実施は法定化されています。

【健康診断を実施していますか？】

入社前	年次
62%	95%

健康診断



特別セミナーのご案内 労働保障監察処 処長に聞く

「最新労働法規、労務政策への対応～企業の労務トラブル回避施策指南～」

本号でご報告した安全生産法、健康診断実施の徹底等、人事・労務管理に関わる政策の変更が続いています。このような労働政策環境下、人事・労務管理体制を整備し、“労務トラブル回避”はいずれの企業にとってますます重要な経営課題となります。

この度、労務トラブル防止のための企業監察の責任者をお招きし、トラブル回避策を伺う特別セミナーを開催いたします。

日中同時通訳を手配し、日本人管理者、中国人管理・担当で情報を共有のうえ、実務に反映いただける内容としております。ぜひ、この機会をご活用ください。（詳細は別添ならびに弊社HPをご参照ください）

【日時】10月28日（火）14：00～16：45（13：30開場）

【会場】花園飯店 2階 百花庁（茂名南路58号）

【講師】上海市人力資源・社会保障局 労働保障監察処 処長 張憲民氏

コチ コンサルティング（上海） 法人代表 中内重郎

【言語】日中同時通訳 【費用】弊社非会員様500元/人、会員企業様無料（1社2名様まで）

【詳細、お申込み】http://cochicon.com/sp_seminar/ TEL:21-6418-8983